

○財務省告示第百九十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年五月十六日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年六月九日

財務大臣 野田 佳彦

- |   |                        |  |
|---|------------------------|--|
| 一 | 名称及び記号                 | 利付国庫債券（二年）（第三百四<br>回）  |
| 二 | 発行の根拠<br>の法律及びそ<br>の条項 | 財政法（昭和二十二年法律第三<br>十四号）第四条第一項並びに特<br>別会計に関する法律（平成十九<br>年法律第二十三号）第四十六条<br>第一項及び第六十二条第一項<br>社債、株式等の振替に関する法<br>律（平成十三年法律第七十五号）<br>以下「振替法」という。の規定<br>の適用を受けるものとし、その<br>振替機関は日本銀行とする。<br>価格を競争に付して行われる入<br>札（以下「価格競争入札」とい<br>う。）による発行（以下「価格競<br>争入札発行」という。）、価格競<br>争入札と同時に行われる入札で<br>あって、価格競争入札において<br>定められた利率をその利率とし、<br>価格競争入札において募入<br>の決定を受けた各申込みの応募<br>価格を募入額により加重平均し<br>て得られる価格をその発行価格<br>とするものによる発行（以下「非<br>競争入札発行」という。）、価格 |
| 三 | 振替法の適<br>用等            |  |
| 四 | 発行方法                   |  |

五

方募

イ

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

競争市場も参加者にとり、特別参加者・第Ⅱ非価格競争  
入札発行」という。)  
て、財務大臣が各国債市場特別  
した後に「行われる入札であ  
び価格競争入札発行」という。)  
価格競争市場特別参加者・第Ⅰ非  
「国債市場特別参加者・第Ⅰ非  
を定めるものによる発行(以下  
場特別参加者にとり、特別参加  
であつて、財務大臣が各国債市  
競争入札と同時に行われる入札

ハ ロ

非 札 非  
競 発 行  
争 入 入

各申込みのうち、応募額を順次割り  
も申込みの応募額を順次割り  
当てる。応募額を案分により  
各申込みの応募額を案分により  
割り当て。特別参加者ごとの  
各国債市場特別参加者ごとの  
募集限度額の範囲内において各  
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

発

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非  
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 市 行 非 競  
発 競 Ⅱ 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 入  
行 争 非 者 特 国 発 競 Ⅰ 加 場 入

額面金額で二兆四千八十六億円







規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

十六 償還期

十七 償還金額

十八 元利支

十九 払入札参加

二十 払込期日

毎年五月十五日及び十一月十五日を支払いとし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十五年五月十五日

日本銀行

額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成二十三年五月十六日